

課 所 長 様

総 務 部 長

附属機関等の設置、運営基準に関する要綱
の制定及び運用について（通知）

附属機関及び懇談会等の適正な設置、運営を図るため、検討会議を設け全庁的に検討を行ってきましたが、その検討結果に基づき「附属機関及び懇談会等の設置及び運営の基準に関する要綱」を制定し、平成11年4月1日から施行することとなりましたので通知します。

あわせて、要綱の運営上の留意事項等を下記の通り通知します。

今後、審議会等の設置、運営については、本要綱等に基づき厳正なる管理を行っていただきますようお願いいたします。

また、既に設置されているものについても要綱に基づき、所要の整備を速やかに実施されるようお願いいたします。

記

1 添付資料

(1) 附属機関及び懇談会等の設置及び運営の基準に関する要綱 …………… (資料1)
(平成11年4月1日施行)

(2) 要綱の運用にあたっての留意事項等 …………… (資料2)
(平成11年4月1日施行)

- ① 要綱の運用にあたっての留意事項
- ② 附属機関及び懇談会等以外の会議、会合に関する留意事項
- ③ 庁内プロジェクトチーム等の設置等に関する留意事項

※資料1、2につきましては、内部資料としてのみ活用し、取り扱いには十分注意してください。

2 今後の取り組み等

- (1) 要綱に基づく名称、委員の構成の見直し
- (2) 11年度実施に向けた、3月議会での条例整備および規則の整備
- (3) 11年度当初予算における「報償費」および「委員報酬」の整理

附属機関及び懇談会等の設置及び運営の基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関及び懇談会等の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により法律又は条例の定めるところにより設置される審議会等であって、執行機関からの求めに応じ、その行政執行に必要な調停、審査、審議又は調査等を行う機関をいう。

2 この要綱において「懇談会等」とは、調停、審査、諮問又は調査を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として、規則の定めるところにより設置されるものであって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めるものをいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関は、法律の定めるところにより設置が義務付けられているものを除き、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に限り設置するものとする。

- (1) 市民の広範な意見や専門的知識を行政に反映し、又は公正性を確保するため、市民、各種団体、専門的知識を有する者等の意見を必要とすること。
- (2) 前号に規定する者から個別に意見を聴取するだけでは不十分であること。
- (3) 他に審議事項を調査審議させる適当な附属機関が存在しないこと。

2 設置の必要な期間が臨時的なものである場合は、条例に期限を明示すること。

(附属機関の委員の選任)

第4条 附属機関の委員の選任にあたっては、法令等に特別な定めのある場合を除き、その設置の目的に応じて、市民の幅広い意見及び専門的観点からの意見の反映並びに公正性の確保を図るため、次の各号に定める事項に留意するものとする。

- (1) 委員の選任にあたっては、広く市民の意見を聴くため、広範な各層から選任すること。
- (2) 満年齢70歳を超えた者は、原則として選任しないこと。ただし、充職による選任等の場合は、この限りでない。
- (3) 同一人に複数の委員の職が集中しないよう留意すること。やむを得ず兼務する場合については、原則として5機関までとすること。

- (4) 委員としての在任期間は、概ね10年までとし、それ以降は原則として更新をしないこと。ただし、充職による選任等の場合は、この限りでない。
 - (5) 委員の充職の基準を見直し、充職による選任は、必要最小限にとどめること。
 - (6) 各種団体に委員の推薦を依頼する場合は、その代表者に限定せず、できるだけ他に委員の職を兼務していない者を推薦してもらうこと。
 - (7) 「のべおか女性プラン21（平成17年度における女性の登用率目標値30%）」に基づき、委員について女性の積極的登用を図ること。
 - (8) 市職員は原則として委員に任命しないこと。ただし、審議の内容が専門技術的で市職員の参加が必要不可欠である場合など特別な事情があると認められる場合は例外とする。
- 2 委員を任命する場合は発令行為を行い、委員に対して費用を支払う場合の歳出科目は、報酬又は費用弁償としての旅費となるものであること。
 - 3 委員の数は、原則として20人以内とすること。

（附属機関の設置等の見直し）

第5条 既に設置されている附属機関のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により必要性が著しく低下してきたもの
- (3) 活動の実績が少ないもの
- (4) 開催されていても形式的で設置の効果が乏しいもの
- (5) 関係者からの意見聴取その他の方法により設置の目的の達成が可能なもの
- (6) 設置の目的、所掌事務及び委員の構成が他の附属機関と類似し、又は重複しているもの等、行政の総合性又は効率性の確保の見地から他の附属機関との統合が望ましいもの

（事務手続等）

第6条 附属機関の設置、廃止、統合及び運営に関する条例等の改正にあたっては、総務部長、総務課長及び職員課長に合議するものとする。

- 2 附属機関の委員の選任にあたっては、事前に職員課長に合議すること。なお、合議にあたっては、委員に任命しようとする者について別に定める様式の名簿を添付するものとする。

(懇談会等の設置、運営基準)

第7条 懇談会等の設置、運営等にあたっては、次の各号に定める事項に留意するものとする。

- (1) 懇談会等の設置、運営等に係る定めは、規則によること。なお、臨時的なものである場合は、設置の期限を明示すること。
 - (2) 附属機関と誤って受け取られるような組織としての意思を決定するための手続（議決手続き及び定足数）による運営を行わないこと。
 - (3) 懇談会等に係る規則等においては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 附属機関と誤って受け取られるような「審査会」、「審議会」、「調査会」、「委員会」を付した名称は用いないこと。
 - イ 附属機関の所掌事務と誤って受け取られるような「調停する」、「審議する」、「審査する」、「諮問する」、「答申する」の表現は用いないこと。
 - ウ 附属機関の審議結果と誤って受け取られるような「答申」、「建議」の表現は用いず、「報告書」、「提言書」、「意見書」等の表現を用いること。
- 2 第5条及び第6条第1項の規定は、懇談会等の設置、運営等について準用する。

(懇談会等の構成員の決定等)

第8条 懇談会等の構成員の決定等にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 決定に際しては、発令行為を行うこと。
 - (2) 出席者に対して費用を支払う場合の歳出科目は、報酬又は費用弁償としての旅費となるものであること。
- 2 構成員に関するその他の事項については、第4条の規定の趣旨を踏まえて決定するものとする。
- 3 第6条第2項の規定は、懇談会等の構成員の決定等について準用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。ただし、既に設置されている附属機関に係る第4条の規定は、平成11年4月1日以降の最初の改選時期から適用する。

要綱の運用にあたっての留意事項等（平成11年4月1日施行）

1 要綱の運用にあたっての留意事項

(1) 第2条第2項関係

懇談会等とは、行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として、規則により設置、運営されるもので、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているものであり、次に掲げるものは該当しない（単なる会議、会合として除外すること。）。

- ① 関係行政機関の職員のみを構成員とするもの
- ② 関係団体間の調整や啓発を目的としたもの
- ③ 連絡調整を目的としたもの
- ④ 懇談のみにとどまり、懇談の結果を整理した報告書等の作成を予定しないもの

(2) 第4条関係

① 第1項関係

附属機関の委員の構成については、法令等である程度の規定がなされているが、個々の任命は、執行機関の裁量に委ねられている場合が多いことから、一般的な委員の任命基準を明示することとしたものである。なお、懇談会等の構成員についても本規定の趣旨を踏まえて決定するものとする。

第2号

現に活躍している世代からの幅広い意見を反映し、時代に対応した一層活発な審議を行うため、70歳を越える者の任命は原則避けることとした。

第3号

市民の幅広い意見を反映するため、同一人による委員の兼職を5機関までに制限することとした。この5機関には懇談会等を含めるものとする。

第4号

市民の幅広い意見を反映するため、在任期間を制限することとした。なお、本規定にかかわらずできるだけ再任を重ねないことが望ましい。

第5号

「充職」とは、特定の職にある者を、条例等の規定により、附属機関の委員の職に自動的に充てるものである。

第8号

附属機関の第三者機関としての性格を踏まえ、市職員は原則として委員に任命しないこととしたものである。市職員は諮問側として求めに応じて適切な意見の表明を行うものとする。

② 第2項

附属機関の委員は特別職の地方公務員であり、任命に際しては発令行為を行い、報酬及び必要に応じて旅費を支給すること。

③ 第3項

効果的、効率的運営を行うため委員数の上限を20人としたものであり、設置目的や審議内容等を考慮し、必要最小限の人員とすること。

(3) 第6条第2項関係

附属機関の委員を任命しようとする場合の職員課長への合議にあたっては、委員に任命しようとする者について次の事項を記載した所定の様式の名簿を添付するものとする。

なお、本規定は懇談会等の構成員について準用する。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 氏名（ふりがな） | ④ 就任日、任期満了日及び初就任日 |
| ② 審議会等における役職名 | ⑤ 役職名 |
| ③ 年齢 | ⑥ 充職による選任の有無 |

2 附属機関及び懇談会等以外の会議、会合等に関する留意事項









本要綱に規定される附属機関及び懇談会等以外の会議、会合等については、次の事項に留意すること。

- ① 会議等の設置、運営に関する定めは規則、訓令等の制度的な形式によらず、原則として要綱等によること。
- ② 構成員の決定に際しては、発令行為は行わず、一般の文書により依頼すること。
- ③ 出席者に対して費用を支払う必要がある場合の歳出科目は、報酬ではなく、報償金または費用弁償としての旅費となるものであること。

3 庁内プロジェクトチーム等の設置等に関する留意事項

市職員のみで構成するプロジェクトチーム等の設置等については、次の事項に留意すること。

- ① 構成員の決定等に際しては、原則として発令行為は行わず、一般の文書により依頼すること。
- ② 関係部課間の調整や連絡調整等を目的としたものは、会議、会合として除外すること。
- ③ 設置、構成員の決定等にあたっては、職員課長に合議するものとする。

						課 所 名	職 員 課	
起 案	決 裁	完 結	文 書 分 類 記 号			保 存 種 別	廃 棄	
平成 // 年 / 月 22 日	平成 年 11. 1. 29 月 日	平成 年 月 日	款	項	目	節	助 記	第 種
担 当 者	起 案 責 任 者	検 討 者					決 裁 者	
	職員課長					総務部長	助 役	市 長
	 TEL							
発信番号 (第 号)	意見							
施 行 平成 年 月 日			合 議 者					
あ て 先			人事係長	課長補佐			総務課長	
発信者名								
文 書 取 扱 主 任	公 印	意見						

件 名 審議会等設置・運営基準検討会議の検討結果について

(別紙 枚)

審議会等の設置及び運営の基準について、庁内に検討会議を設け、検討を重ねてまいりましたが、このほど審議を終了いたしましたので、その検討結果について報告いたします。なお、今後審議会等の適正な管理を行うため、検討結果に基づき要綱を制定し、平成11年4月1日から適用したことがよろしいかお伺いいたします。

(添付資料等)

1 審議会等設置・運営基準検討会議の検討結果概要

2 附属機関及び懇談会等の設置及び運営の基準に関する要綱(案)

(平成11年4月1日施行)

3 要綱の運用にあつての留意事項及びその他の留意事項(案)

4 審議会等見直し(一覧表)

審議会等設置、運営基準検討会議の検討結果（概要）

1 「附属機関及び懇談会等の設置及び運営の基準に関する要綱」の制定(平成11年4月1日から適用)

（主な内容）

(1)要綱の適用範囲は「附属機関」と「懇談会等」とする。

- ・ 附属機関 —— 法律又は条例に基づき設置される審議会等
- ・ 懇談会等 —— 規則に基づき設置される意見の聴取、懇談等の場

(2)設置・運営基準

- ・ 設置の条件
- ・ 見直し（統廃合）の条件
- ・ 懇談会等の名称、運営基準（附属機関との区別の明確化）

(3)委員の選任基準等

- ・ 年齢の上限は原則70歳
- ・ 兼務は5機関まで
- ・ 在任期間は10年まで
- ・ 女性の積極的登用
- ・ 市職員は委員から除外
- ・ 委員数は20人以内
- ・ 特別職の地方公務員として位置づけ

(4)事務手続き基準の明確化

- ・ 事務手続き（合議）
- ・ 委員のデータ登録（氏名、年齢、任期等）

2 現行の審議会等の見直し

（数字は機関数）

現在の位置づけ		見直し後の位置づけ			
		附属機関	懇談会等	会議、会合等	その他
附属機関	32	28		2	2
懇談会等 (私的諮問機関)	28	2	10	4	12
合計	60	30	10	6	14

※ 網点部分が、要綱の適用される範囲。

3 今後の取り組み

- (1)要綱に基づく名称、委員の構成の見直し
- (2)11年度実施に向けた、3月議会での条例整備および規則の整備
- (3)当初予算における「報償費」および「委員報酬」の整理

附属機関及び懇談会等の設置及び運営の基準に関する要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関及び懇談会等の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により法律又は条例の定めるところにより設置される審議会等であって、執行機関からの求めに応じ、その行政執行に必要な調停、審査、審議又は調査等を行う機関をいう。

2 この要綱において「懇談会等」とは、調停、審査、諮問又は調査を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として、規則の定めるところにより設置されるものであって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めるものをいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関は、法律の定めるところにより設置が義務付けられているものを除き、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に限り設置するものとする。

(1) 市民の広範な意見や専門的知識を行政に反映し、又は公正性を確保するため、市民、各種団体、専門的知識を有する者等の意見を必要とすること。

(2) 前号に規定する者から個別に意見を聴取するだけでは不十分であること。

(3) 他に審議事項を調査審議させる適当な附属機関が存在しないこと。

2 設置の必要な期間が臨時的なものである場合は、条例に期限を明示すること。

(附属機関の委員の選任)

第4条 附属機関の委員の選任にあたっては、法令等に特別な定めのある場合を除き、その設置の目的に応じて、市民の幅広い意見及び専門的観点からの意見の反映並びに公正性の確保を図るため、次の各号に定める事項に留意するものとする。

(1) 委員の選任にあたっては、広く市民の意見を聴くため、広範な各層から選任すること。

(2) 満年齢70歳を超えた者は、原則として選任しないこと。ただし、充職による選任等の場合は、この限りでない。

(3) 同一人に複数の委員の職が集中しないよう留意すること。やむを得ず兼務する場合には、原則として5機関までとすること。

- (4) 委員としての在任期間は、概ね10年までとし、それ以降は原則として更新をしないこと。ただし、充職による選任等の場合は、この限りでない。
 - (5) 委員の充職の基準を見直し、充職による選任は、必要最小限にとどめること。
 - (6) 各種団体に委員の推薦を依頼する場合は、その代表者に限定せず、できるだけ他に委員の職を兼務していない者を推薦してもらうこと。
 - (7) 「のべおか女性プラン21（平成17年度における女性の登用率目標値30%）」に基づき、委員について女性の積極的登用を図ること。
 - (8) 市職員は原則として委員に任命しないこと。ただし、審議の内容が専門技術的で市職員の参加が必要不可欠である場合など特別な事情があると認められる場合は例外とする。
- 2 委員を任命する場合は発令行為を行い、委員に対して費用を支払う場合の歳出科目は、報酬又は費用弁償としての旅費となるものであること。
 - 3 委員の数は、原則として20人以内とすること。

（附属機関の設置等の見直し）

第5条 既に設置されている附属機関のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により必要性が著しく低下してきたもの
- (3) 活動の実績が少ないもの
- (4) 開催されていても形式的で設置の効果が乏しいもの
- (5) 関係者からの意見聴取その他の方法により設置の目的の達成が可能なもの
- (6) 設置の目的、所掌事務及び委員の構成が他の附属機関と類似し、又は重複しているもの等、行政の総合性又は効率性の確保の見地から他の附属機関との統合が望ましいもの

（事務手続等）

第6条 附属機関の設置、廃止、統合及び運営に関する条例等の改正にあたっては、総務部長、総務課長及び職員課長に合議するものとする。

- 2 附属機関の委員の選任にあたっては、事前に職員課長に合議すること。なお、合議にあたっては、委員に任命しようとする者について別に定める様式の名簿を添付するものとする。

- (4) 委員としての在任期間は、概ね10年までとし、それ以降は原則として更新をしないこと。ただし、充職による選任等の場合は、この限りでない。
 - (5) 委員の充職の基準を見直し、充職による選任は、必要最小限にとどめること。
 - (6) 各種団体に委員の推薦を依頼する場合は、その代表者に限定せず、できるだけ他に委員の職を兼務していない者を推薦してもらうこと。
 - (7) 「のべおか女性プラン21（平成17年度における女性の登用率目標値30%）」に基づき、委員について女性の積極的登用を図ること。
 - (8) 市職員は原則として委員に任命しないこと。ただし、審議の内容が専門技術的で市職員の参加が必要不可欠である場合など特別な事情があると認められる場合は例外とする。
- 2 委員を任命する場合は発令行為を行い、委員に対して費用を支払う場合の歳出科目は、報酬又は費用弁償としての旅費となるものであること。
 - 3 委員の数は、原則として20人以内とすること。

（附属機関の設置等の見直し）

第5条 既に設置されている附属機関のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により必要性が著しく低下してきたもの
- (3) 活動の実績が少ないもの
- (4) 開催されていても形式的で設置の効果が乏しいもの
- (5) 関係者からの意見聴取その他の方法により設置の目的の達成が可能なもの
- (6) 設置の目的、所掌事務及び委員の構成が他の附属機関と類似し、又は重複しているもの等、行政の総合性又は効率性の確保の見地から他の附属機関との統合が望ましいもの

（事務手続等）

第6条 附属機関の設置、廃止、統合及び運営に関する条例等の改正にあたっては、総務部長、総務課長及び職員課長に合議するものとする。

- 2 附属機関の委員の選任にあたっては、事前に職員課長に合議すること。なお、合議にあたっては、委員に任命しようとする者について別に定める様式の名簿を添付するものとする。

(懇談会等の設置、運営基準)

第7条 懇談会等の設置、運営等にあたっては、次の各号に定める事項に留意するものとする。

- (1) 懇談会等の設置、運営等に係る定めは、規則によること。なお、臨時的なものである場合は、設置の期限を明示すること。
 - (2) 附属機関と誤って受け取られるような組織としての意思を決定するための手続（議決手続き及び定足数）による運営を行わないこと。
 - (3) 懇談会等に係る規則等においては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 附属機関と誤って受け取られるような「審査会」、「審議会」、「調査会」、「委員会」を付した名称は用いないこと。
 - イ 附属機関の所掌事務と誤って受け取られるような「調停する」、「審議する」、「審査する」、「諮問する」、「答申する」の表現は用いないこと。
 - ウ 附属機関の審議結果と誤って受け取られるような「答申」、「建議」の表現は用いず、「報告書」、「提言書」、「意見書」等の表現を用いること。
- 2 第5条及び第6条第1項の規定は、懇談会等の設置、運営等について準用する。

(懇談会等の構成員の決定等)

第8条 懇談会等の構成員の決定等にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 決定に際しては、発令行為を行うこと。
 - (2) 出席者に対して費用を支払う場合の歳出科目は、報酬又は費用弁償としての旅費となるものであること。
- 2 構成員に関するその他の事項については、第4条の規定の趣旨を踏まえて決定するものとする。
- 3 第6条第2項の規定は、懇談会等の構成員の決定等について準用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。ただし、既に設置されている附属機関に係る第4条の規定は、平成11年4月1日以降の最初の改選時期から適用する。

1 要綱の運用にあたっての留意事項

(1) 第2条第2項関係

懇談会等とは、行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として、規則により設置、運営されるもので、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているものであり、次に掲げるものは該当しない（単なる会議、会合として除外すること。）。

- ① 関係行政機関の職員のみを構成員とするもの
- ② 関係団体間の調整や啓発を目的としたもの
- ③ 連絡調整を目的としたもの
- ④ 懇談のみにとどまり、懇談の結果を整理した報告書等の作成を予定しないもの

(2) 第4条関係

① 第1項関係

附属機関の委員の構成については、法令等である程度の規定がなされているが、個々の任命は、執行機関の裁量に委ねられている場合が多いことから、一般的な委員の任命基準を明示することとしたものである。なお、懇談会等の構成員についても本規定の趣旨を踏まえて決定するものとする。

第2号

現に活躍している世代からの幅広い意見を反映し、時代に対応した一層活発な審議を行うため、70歳を越える者の任命は原則避けることとした。

第3号

市民の幅広い意見を反映するため、同一人による委員の兼職を5機関までに制限することとした。この5機関には懇談会等を含めるものとする。

第4号

市民の幅広い意見を反映するため、在任期間を制限することとした。なお、本規定にかかわらずできるだけ再任を重ねないことが望ましい。

第5号

「充職」とは、特定の職にある者を、条例 等の規定により、附属機関の委員の職に自動的に充てるものである。

第8号

附属機関の第三者機関としての性格を踏まえ、市職員は原則として委員に任命しないこととしたものである。市職員は諮問側として求めに応じて適切な意見の表明を行うものとする。

② 第2項

附属機関の委員は特別職の地方公務員であり、任命に際しては発令行為を行い、報酬及び必要に応じて旅費を支給すること。

③ 第3項

効果的、効率的運営を行うため委員数の上限を20人としたものであり、設置目的や審議内容等を考慮し、必要最小限の人員とすること。

(3) 第6条第2項関係

附属機関の委員を任命しようとする場合の職員課長への合議にあたっては、委員に任命しようとする者について次の事項を記載した所定の様式の名簿を添付するものとする。

なお、本規定は懇談会等の構成員について準用する。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 氏名（ふりがな） | ④ 就任日、任期満了日及び初就任日 |
| ② 審議会等における役職名 | ⑤ 役職名 |
| ③ 年齢 | ⑥ 充職による選任の有無 |

2 附属機関及び懇談会等以外の会議、会合等に関する留意事項

本要綱に規定される附属機関及び懇談会等以外の会議、会合等については、次の事項に留意すること。

- ① 会議等の設置、運営に関する定めは規則、訓令等の制度的な形式によらず、原則として要綱等によること。
- ② 構成員の決定に際しては、発令行為は行わず、一般の文書により依頼すること。
- ③ 出席者に対して費用を支払う必要がある場合の歳出科目は、報酬ではなく、報償金または費用弁償としての旅費となるものであること。

3 庁内プロジェクトチーム等の設置等に関する留意事項

市職員のみで構成するプロジェクトチーム等の設置等については、次の事項に留意すること。

- ① 構成員の決定等に際しては、原則として発令行為は行わず、一般の文書により依頼すること。
- ② 関係部課間の調整や連絡調整等を目的としたものは、会議、会合として除外すること。
- ③ 設置、構成員の決定等にあたっては、職員課長に合議するものとする。

審議会等見直し(案)

平成11年1月18日

審議会等の名称	時期	現行分類	調査結果(人)					見直し後の分類				見直しの理由	
			委員数	70才以上	10年以上	充職	市職員数	付属機関	懇談会等	会議会合	その他		
1 国土利用計画策定審議会	有	付属機関	-	-	-	-	-	○					国土利用計画法8条により市長が諮問する。前は昭和55年に策定。
2 長期総合計画審議会	有	付属機関	33	6	0	0	1	○					延岡市長期総合計画審議会条例 市職員は東北地区労組の立場として参加しており、職員は原則除外で構わない。委員の総数については、議会の関係もあり20人に削減は難しい。
			現状維持				※1						
3 個人情報保護審議会	有	付属機関	9	0	0	4	2	○					個人情報の保護に関する条例12条
							除外						職員は除外したい。
4 防災会議	有	付属機関	40	0	0	40	14	○					地方自治法202-3の付属機関 防災会議条例 防災会議は関係行政機関の職員から構成されており、市職員は除外できない。また委員の数も会議の機能上、現状維持したい。
			現状維持				現状維持						
5 公務災害補償等認定委員会	有	付属機関	5	1	0	2	1	○					地方公務員災害補償法並びに条例
							除外						認定委員会としての性格を考慮して市職員は除外したい。
6 公務災害補償審査会	有	付属機関	3	-	-	-	-	○	----->		○		同上(独立した機能を持つ機関)
7 労働安全衛生委員会	無	付属機関	18	0	0	1	17	○	----->		○		法律に基づく労使の協議機関
8 特別職職員等報酬審議会	有	付属機関	10	1	0	0	0	○					国の通達により報酬審議会条例を制定
9 特別土地保有税審議会	有	付属機関	5	1	0	2	2	○					地方税法603-3-1 特別土地保有税審議会条例
							※2						地方税法の規定により、市の職員の委員としての参加は必要である。
10 国民健康保険運営協議会	有	付属機関	22	3	6	0	0	○					地方自治法202-3の付属機関 国民健康保険条例
			削減										条例を改正して、委員の定数を19人に削減したい。

各審議会等の下欄が見直し後の結果を表示している。変更の無いものは無記入。

審議会等見直し(案)

平成11年1月18日

	審議会等の名称	臨時 特別	現行 分類	調査結果(人)				見直し後の分類				見直しの理由	
				委員数	70才以上	10年以上	充数	市職員数	村属機関	懇談会等	会議会合		その他
11	生活環境保護審議会	有	付属機関	18	1	0	10	0	○				生活環境保護条例
12	安全で住みよい街づくり推進協議会	有	付属機関	15	1	0	15	1	○				安全で住みよいまちづくり条例
								除外					市職員は除外したい。
13	社会福祉事業基金運用審議会	有	付属機関	10	0	0	2	1	○				社会福祉事業基金運用審議会条例
								除外					市職員は除外したい。
14	民生委員推薦会	有	付属機関	14	2	0	6	3	○				民生委員法 民生委員は高齢化している。
								※1					会の性格上、福祉保健部長のみ委員として残したい。
15	児童福祉審議会	有	付属機関	17	0	0	1	1	○				児童福祉法(任意設置) 児童福祉審議会規定 条例の制定が必要
								除外					市職員は除外したい。
16	水産振興委員会	有	付属機関	24	4	4	7	0	○				水産振興委員会設置条例
			検討中										委員の数については、条例に定めており、先に選任したばかりであるので、今後、改選の時期等を見ながら、20名以内にしていきたい。
17	商工業振興審議会	有	付属機関	20	0	0	15	1	○				商工業振興審議会条例
								除外					市職員は除外したい。
18	中小企業振興センター運営委員会	有	付属機関	15	0	0	8	1	○	----->	○		中小企業振興センター条例
													会議会合として位置づける。
19	企業立地審議会	有	付属機関	10	1	1	6	1	○				企業立地促進条例
								除外					市職員は除外したい。
20	都市景観審議会	有	付属機関	15	0	0	2	2	○				都市景観審議会条例 市職員は外してもよい
								除外					市職員は除外したい。

各審議会等の下欄が見直し後の結果を表示している。変更の無いものは無記入。

審議会等見直し(案)

平成11年1月18日

	審議会等の名称	結 案	現行 分類	調 査 結 果					見直し後の分類				見直しの理由
				委員数	7才以上	10年以上	充 職	市職員数	村民機関	懇談会等	会議会合	その他	
21	都市計画審議会	有	村民機関	14	1	1	5	3	○				都市計画審議会条例
												除外	市職員は除外したい。
22	緑化美化推進審議会	有	村民機関	-	-	-	-	-	○				緑化美化推進条例 実際は20年近く開催されていないが、今後審議予定。
													新たに選任するので、基準を準用したい。
23	野田地区土地区画整理審議会	有	村民機関	10	0	0	0	0	○				土地区画整理法 土地区画整理事業施行条例
24	建築審査会	有	村民機関	7	1	0	0	0	○				建築基準法 建築審査会条例
25	心身障害児就学指導委員会	有	村民機関	18	2	1	0	3	○				心身障害児就学指導委員会条例
	延岡市就学指導委員会			17				2					市職員は1名削減して2名は最低必要であり、残したい。
26	社会教育委員会議	有	村民機関	13	1	3	9	0	○	----->	○		専門委員である社会教育委員の会議として整理。
27	公民館運営審議会	有	村民機関	13	0	0	0	0	○				社会教育法 公民館条例
28	南浦共同調理場運営委員会	有	村民機関	12	0	0	12	0	○				学校給食法 学校給食共同調理場条例
							※ 6						充職を6人に削減。
29	島野浦共同調理場運営委員会	有	村民機関	13	0	0	13	0	○				学校給食法 学校給食共同調理場条例
							※ 4						充職を4人に削減。
30	文化財保護審議会	有	村民機関	7	5	3	0	0	○				文化財保護条例

各審議会等の下欄が見直し後の結果を表示している。変更の無いものは無記入。

審議会等見直し（案）

平成11年1月18日

	審議会等の名称	時期 別	現行 分類	調査結果				見直し後の分類				見直しの理由	
				委員数	70才以上	10年以上	充 員	市職員数	付属機関	懇談会等	会議会合		その他
31	図書館協議会	有	付属機関	8	0	0	0	0	○				図書館法 カルチャープラザのべおか条例
32	水防協議会	有	付属機関	23	1	0	23	9	○				水防法 水防協議会条例 関係行政機関の職員で委員が構成されており 委員の数、市職員数とも現状維持のままでな いと、会の機能が維持できない。
				現状維持				現状維持					

各審議会等の下欄が見直し後の結果を表示している。変更の無いものは無記入。

審議会等見直し(案)

平成11年1月18日

審議会等の名称	給与 条則	現行 分類	調査結果					見直し後の分類				見直しの理由
			委員数	70才以上	10年以上	充数	市職員数	付属機関	懇談会等	会議会合	その他	
1 行政改革推進懇談会	無	懇談会等	13	3	0	13	0		○			民意反映が目的。行革本部へ提言・助言をおこなう。
2 延岡市人権啓発推進協議会	無	懇談会等	107	0	0	107	18		○	----->	○	市から独立した協議会である。啓発活動を主に行っている。
3 女性行政懇話会	無	懇談会等	15	0	0	0	0		○			「広く意見を聴く」ことが目的である。
4 国民年金委員協議会	無	懇談会等	62	20	32	0	0		○	----->	○	年金制度の普及拡大が目的であり、県が発令を行っている。
5 水難事故防止対策協議会	無	懇談会等	24	2	0	24	2		○	----->	○	市長が会長を務め、水難事故の事故防止策を具体的に定めることが目的。
6 交通安全対策本部	無	懇談会等	43	4	2	43	2		○	----->	○	交通安全対策事業を実施する。年間予算は50万円。
7 延岡地区暴力団等建設事業所等協議会	無	懇談会等	32	2	0	32	1		○	----->	○	市も会員として2000円を供出。官民一体となった暴力追放運動。
8 交通遺児育成会	無	懇談会等	14	2	1	14	2		○	----->	○	任意団体。奨学金を月額9000円を現在8名に貸与している。
9 延岡市ごみ減量化対策協議会	無	懇談会等	18	3	0	15	0		○			対策のための協力依頼を行ったり、意見を聴取する2面性がある。
10 老人ホーム入所判定委員会	無	懇談会等	5	1	0	1	1		◎	---	○	入所判定審査を行うことは私的諮問機関の性格を越えるもの。 ※介護保険との関係から新たな制度に整理統合が予測され、当面現行とおりで運営したい。
							除外					

各審議会等の下欄が見直し後の結果を表示している。変更の無いものは無記入。

審議会等見直し(案)

平成11年1月18日

	審議会等の名称	時 系列	現行 分類	調査結果				見直し後の分類				見直しの理由	
				委員数	70才以上	10年以上	无職	市職員数	付属機関	懇談会等	会議会合		その他
11	在宅介護支援センター運営連絡協議会	無	懇談会等	17	1	0	6	3		○	-----○		センター間の運営について調整を行うための会議として整理。
	在宅介護支援センター運営協議会												
12	高齢者サービス調整会議	無	懇談会等	17	1	0	7	3		○	-----○		サービスの総合調整を図ることを目的とした会議として整理。
13	高齢者保健福祉推進会議	無	懇談会等	-	-	-	-	-		○			「延岡市老人保健福祉計画」の推進のための調査研究を行い市長に提言。
	高齢者保健福祉推進懇話会												
14	献血推進協議会	無	懇談会等	15	0	0	0	0		○	----->	○	献血推進のための広報活動をおこなう。年間予算は16万円。
15	延岡市障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進協議会	無	懇談会等	29	2	0	29	1		○			9年度で解散。
16	農林業振興対策協議会	無	懇談会等	30	4	1	30	1		○	----->	○	農林業施策の総合的推進を目的として事業を実施。年間予算700万円。
17	勤労青少年ホーム運営委員会	無	懇談会等	13	1	0	5	1		○	→○		運営に関する意見の聴取。会則に設置目的を具体的にしたい。
18	延岡駅前周辺整備推進協議会	無	懇談会等	28	1	0	20	10		○	-----○		街並整備推進に関し、調査 研究 協議 調整を行う会議として整理。
19	延岡街づくり委員会	無	懇談会等	27	0	0	17	4		○	----->	○	市、商工会議所、商店街が負担金を支出して街づくり推進事業を実施。
20	海水浴場等管理委員会	有	懇談会等	16	1	0	16	3		○			市長の諮問に応じて、計画作成の援助、指導を行っている。協議会で整理

各審議会等の下欄が見直し後の結果を表示している。変更の無いものは無記入。

審議会等見直し(案)

平成11年1月18日

審議会等の名称	結 核 類	現行 分類	調 査 結 果					見直し後の分類				見直しの理由	
			委員数	70才以上	10年以上	充 員	市職員数	付属機関	懇談会等	会議会合	その他		
21	延岡市中小企業技術改善費補助金審査委員会 ↓ 意見聴取会議	無 懇談会等	5	0	0	5	1	○	→	○			補助金を交付する対象企業の審査を行うことを目的としている。
22	アウトリーチ委員会 アウトリーチ懇談会	無 懇談会等	12	0	0	5	1		○				教育委員会に対して、適切な提言や学校への助言を行っている。
23	青少年育成センター運営協議会	有 懇談会等	12	1	0	4	1		○				センター運営のために関係機関が協議を行う場。
24	生涯学習推進会議	無 懇談会等	25	1	0	25	10		○	→	○		行政と民間が意見を交換しながら生涯学習の計画をしていく会議。
25	全伊形地区生涯学習推進協議会	無 懇談会等	19	2	0	16	0		○	→	○		生涯学習の総合的、効果的な推進のための事業を行っている。
26	文化功労者選考委員会	無 懇談会等	15	3	0	0	1	○	→	○			諮問に応じて文化功労者を審議している。
27	幼少年婦人防火委員会	無 懇談会等	9	0	0	9	5		○	→	○		任意の協力団体である。70万円の助成金を受けている。 名称については親法との関係から現状維持
28	明るい選挙推進協議会	無 懇談会等	29	8	0	26	1		○	→	○		明るい選挙を推進するための事業の実施主体になっている。

各審議会等の下欄が見直し後の結果を表示している。変更の無いものは無記入。

審議会等の見直しについて

(部課長会説明資料)

H. 11. 2. 1

- 1 審議会等設置・運営基準検討会議において検討した結果を基に、「附属機関及び懇談会等の設置及び運営の基準に関する要綱」を作成し、平成11年4月1日から施行することになったので、その取扱いについて宜しく願いたい。
- 2 これは、審議会や懇談会等の設置・運営基準を明確にし、適正な設置、運営を図って貰うことを目的に作成したものである。
- 3 そこで、この要綱に基づいて、速やかに所要の整備を行ってほしい。尚、先の検討会議において、各課の審議会等については、既に見直しを行っているので、その結果を基に検討してほしい。

検討会議の結果については各部の委員さん、又は職員課に確認してほしい。

詳しくは、文書に書いているが、

- (1) 要綱に基づく名称や委員の見直し
- (2) 11年度実施に向けての、3月議会での条例や規則の整備
- (3) 当初予算での「報償費」「委員報酬」の整備

等を時間もないので早急をお願いしたい。

- 4 又、この要綱の取扱いについては、内部資料としてのみ活用し、取扱いについては十分に注意をしてほしい。
- 5 その他、色々と疑義が有る場合には、主幹課は職員課となっているので、合議してほしい。

以上

課 所 長 様

総 務 部 長

附属機関等の設置、運営基準に関する要綱
の制定及び運用について（通知）

附属機関及び懇談会等の適正な設置、運営を図るため、検討会議を設け全庁的に検討を行ってきましたが、その検討結果に基づき「附属機関及び懇談会等の設置及び運営の基準に関する要綱」を制定し、平成11年4月1日から施行することとなりましたので通知します。

あわせて、要綱の運営上の留意事項等を下記の通り通知します。

今後、審議会等の設置、運営については、本要綱等に基づき厳正なる管理を行っていただきますようお願いいたします。

また、既に設置されているものについても要綱に基づき、所要の整備を速やかに実施されるようお願いいたします。

記

1 添付資料

(1) 附属機関及び懇談会等の設置及び運営の基準に関する要綱 …………… (資料1)
(平成11年4月1日施行)

(2) 要綱の運用にあたっての留意事項等 …………… (資料2)
(平成11年4月1日施行)

- ① 要綱の運用にあたっての留意事項
- ② 附属機関及び懇談会等以外の会議、会合に関する留意事項
- ③ 庁内プロジェクトチーム等の設置等に関する留意事項

※資料1、2につきましては、内部資料としてのみ活用し、取り扱いには十分注意してください。

2 今後の取り組み等

- (1) 要綱に基づく名称、委員の構成の見直し
- (2) 11年度実施に向けた、3月議会での条例整備および規則の整備
- (3) 11年度当初予算における「報償費」および「委員報酬」の整理

附属機関及び懇談会等の設置及び運営の基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関及び懇談会等の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により法律又は条例の定めるところにより設置される審議会等であって、執行機関からの求めに応じ、その行政執行に必要な調停、審査、審議又は調査等を行う機関をいう。

2 この要綱において「懇談会等」とは、調停、審査、諮問又は調査を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として、規則の定めるところにより設置されるものであって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めるものをいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関は、法律の定めるところにより設置が義務付けられているものを除き、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に限り設置するものとする。

- (1) 市民の広範な意見や専門的知識を行政に反映し、又は公正性を確保するため、市民、各種団体、専門的知識を有する者等の意見を必要とすること。
- (2) 前号に規定する者から個別に意見を聴取するだけでは不十分であること。
- (3) 他に審議事項を調査審議させる適当な附属機関が存在しないこと。

2 設置の必要な期間が臨時的なものである場合は、条例に期限を明示すること。

(附属機関の委員の選任)

第4条 附属機関の委員の選任にあたっては、法令等に特別な定めのある場合を除き、その設置の目的に応じて、市民の幅広い意見及び専門的観点からの意見の反映並びに公正性の確保を図るため、次の各号に定める事項に留意するものとする。

- (1) 委員の選任にあたっては、広く市民の意見を聴くため、広範な各層から選任すること。
- (2) 満年齢70歳を超えた者は、原則として選任しないこと。ただし、充職による選任等の場合は、この限りでない。
- (3) 同一人に複数の委員の職が集中しないよう留意すること。やむを得ず兼務する場合については、原則として5機関までとすること。

- (4) 委員としての在任期間は、概ね10年までとし、それ以降は原則として更新をしないこと。ただし、充職による選任等の場合は、この限りでない。
 - (5) 委員の充職の基準を見直し、充職による選任は、必要最小限にとどめること。
 - (6) 各種団体に委員の推薦を依頼する場合は、その代表者に限定せず、できるだけ他に委員の職を兼務していない者を推薦してもらうこと。
 - (7) 「のべおか女性プラン21（平成17年度における女性の登用率目標値30%）」に基づき、委員について女性の積極的登用を図ること。
 - (8) 市職員は原則として委員に任命しないこと。ただし、審議の内容が専門技術的で市職員の参加が必要不可欠である場合など特別な事情があると認められる場合は例外とする。
- 2 委員を任命する場合は発令行為を行い、委員に対して費用を支払う場合の歳出科目は、報酬又は費用弁償としての旅費となるものであること。
 - 3 委員の数は、原則として20人以内とすること。

（附属機関の設置等の見直し）

第5条 既に設置されている附属機関のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により必要性が著しく低下してきたもの
- (3) 活動の実績が少ないもの
- (4) 開催されていても形式的で設置の効果が乏しいもの
- (5) 関係者からの意見聴取その他の方法により設置の目的の達成が可能なもの
- (6) 設置の目的、所掌事務及び委員の構成が他の附属機関と類似し、又は重複しているもの等、行政の総合性又は効率性の確保の見地から他の附属機関との統合が望ましいもの

（事務手続等）

第6条 附属機関の設置、廃止、統合及び運営に関する条例等の改正にあたっては、総務部長、総務課長及び職員課長に合議するものとする。

- 2 附属機関の委員の選任にあたっては、事前に職員課長に合議すること。なお、合議にあたっては、委員に任命しようとする者について別に定める様式の名簿を添付するものとする。

(懇談会等の設置、運営基準)

第7条 懇談会等の設置、運営等にあたっては、次の各号に定める事項に留意するものとする。

- (1) 懇談会等の設置、運営等に係る定めは、規則によること。なお、臨時的なものである場合は、設置の期限を明示すること。
 - (2) 附属機関と誤って受け取られるような組織としての意思を決定するための手続（議決手続き及び定足数）による運営を行わないこと。
 - (3) 懇談会等に係る規則等においては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 附属機関と誤って受け取られるような「審査会」、「審議会」、「調査会」、「委員会」を付した名称は用いないこと。
 - イ 附属機関の所掌事務と誤って受け取られるような「調停する」、「審議する」、「審査する」、「諮問する」、「答申する」の表現は用いないこと。
 - ウ 附属機関の審議結果と誤って受け取られるような「答申」、「建議」の表現は用いず、「報告書」、「提言書」、「意見書」等の表現を用いること。
- 2 第5条及び第6条第1項の規定は、懇談会等の設置、運営等について準用する。

(懇談会等の構成員の決定等)

第8条 懇談会等の構成員の決定等にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 決定に際しては、発令行為を行うこと。
 - (2) 出席者に対して費用を支払う場合の歳出科目は、報酬又は費用弁償としての旅費となるものであること。
- 2 構成員に関するその他の事項については、第4条の規定の趣旨を踏まえて決定するものとする。
- 3 第6条第2項の規定は、懇談会等の構成員の決定等について準用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。ただし、既に設置されている附属機関に係る第4条の規定は、平成11年4月1日以降の最初の改選時期から適用する。

要綱の運用にあたっての留意事項等（平成11年4月1日施行）

1 要綱の運用にあたっての留意事項

(1) 第2条第2項関係

懇談会等とは、行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として、規則により設置、運営されるもので、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているものであり、次に掲げるものは該当しない（単なる会議、会合として除外すること。）。

- ① 関係行政機関の職員のみを構成員とするもの
- ② 関係団体間の調整や啓発を目的としたもの
- ③ 連絡調整を目的としたもの
- ④ 懇談のみにとどまり、懇談の結果を整理した報告書等の作成を予定しないもの

(2) 第4条関係

① 第1項関係

附属機関の委員の構成については、法令等である程度の規定がなされているが、個々の任命は、執行機関の裁量に委ねられている場合が多いことから、一般的な委員の任命基準を明示することとしたものである。なお、懇談会等の構成員についても本規定の趣旨を踏まえて決定するものとする。

第2号

現に活躍している世代からの幅広い意見を反映し、時代に対応した一層活発な審議を行うため、70歳を越える者の任命は原則避けることとした。

第3号

市民の幅広い意見を反映するため、同一人による委員の兼職を5機関までに制限することとした。この5機関には懇談会等を含めるものとする。

第4号

市民の幅広い意見を反映するため、在任期間を制限することとした。なお、本規定にかかわらずできるだけ再任を重ねないことが望ましい。

第5号

「充職」とは、特定の職にある者を、条例等の規定により、附属機関の委員の職に自動的に充てるものである。

第8号

附属機関の第三者機関としての性格を踏まえ、市職員は原則として委員に任命しないこととしたものである。市職員は諮問側として求めに応じて適切な意見の表明を行うものとする。

② 第2項

附属機関の委員は特別職の地方公務員であり、任命に際しては発令行為を行い、報酬及び必要に応じて旅費を支給すること。

③ 第3項

効果的、効率的運営を行うため委員数の上限を20人としたものであり、設置目的や審議内容等を考慮し、必要最小限の人員とすること。

(3) 第6条第2項関係

附属機関の委員を任命しようとする場合の職員課長への合議にあたっては、委員に任命しようとする者について次の事項を記載した所定の様式の名簿を添付するものとする。

なお、本規定は懇談会等の構成員について準用する。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 氏名（ふりがな） | ④ 就任日、任期満了日及び初就任日 |
| ② 審議会等における役職名 | ⑤ 役職名 |
| ③ 年齢 | ⑥ 充職による選任の有無 |

2 附属機関及び懇談会等以外の会議、会合等に関する留意事項

本要綱に規定される附属機関及び懇談会等以外の会議、会合等については、次の事項に留意すること。

- ① 会議等の設置、運営に関する定めは規則、訓令等の制度的な形式によらず、原則として要綱等によること。
- ② 構成員の決定に際しては、発令行為は行わず、一般の文書により依頼すること。
- ③ 出席者に対して費用を支払う必要がある場合の歳出科目は、報酬ではなく、報償金または費用弁償としての旅費となるものであること。

3 庁内プロジェクトチーム等の設置等に関する留意事項

市職員のみで構成するプロジェクトチーム等の設置等については、次の事項に留意すること。

- ① 構成員の決定等に際しては、原則として発令行為は行わず、一般の文書により依頼すること。
- ② 関係部課間の調整や連絡調整等を目的としたものは、会議、会合として除外すること。
- ③ 設置、構成員の決定等にあたっては、職員課長に合議するものとする。

課 係 担

者 当

長 長



延市議第 54 号

平成13年 6 月 1 日

延岡市長 櫻井 哲雄 様

延岡市議会議長 戸田 行徳



議会選出各種審議会委員等の変更及び参画見直しについて（通知）

平成13年5月9日に開催されました臨時市議会において、議会の構成が変わり、標記の各種審議会委員等が変更になりましたので、別紙のとおり通知いたします。

なお、議員の審議会等への参画見直しについては、これまで議会活性化特別委員会等で議論を重ねて参りましたが、今年度より、段階的にその見直しを実施していくことになり、今後、下記の審議会等及び農業委員会については、推薦を辞退することに決定いたしました。

ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

- ・延岡市国民健康保険運営協議会委員【平成13年度から推薦辞退】
- ・ボナ-寿賞選考委員会委員【平成13年度から推薦辞退】
- ・延岡市企業立地審議会委員【平成14年11月の任期まで継続、それ以降推薦辞退】
- ・農業委員会委員【平成14年7月の任期まで継続、それ以降推薦辞退】

※参考：土地開発公社理事についても平成13年度から推薦を辞退

議 会 選 出 各 種 委 員 変 更 分

NO. 1

審議会等の名称	役 職 名	新委員名
延岡市水防協議会委員	議 長 総務財政委員長 都市建設委員長	戸田行徳 松田和己 宮原則秋
延岡市都市景観審議会委員	都市建設委員長 経済環境委員長	宮原則秋 熊本貞司
延岡市児童環境づくり推進 懇談会委員	福祉教育委員長	西原茂樹
延岡市個人情報保護審議会 委員	副議長 総務財政委員長	新名種歳 松田和己
延岡市人権啓発推進協議会 委員	議 長 総務財政委員長 都市建設委員長 経済環境委員長 福祉教育委員長	戸田行徳 松田和己 宮原則秋 熊本貞司 西原茂樹
延岡市農業振興対策協議会 委員	経済環境委員長	熊本貞司
五ヶ瀬川水系河川改修並び に一般国道10号整備促進期 成会委員 事前審議済み	議 長 副議長 都市建設委員長 " 副委員長 " 委員 " 委員 " 委員 " 委員 " 委員	戸田行徳 新名種歳 宮原則秋 猪股秀明 川口大海 甲斐英孝 坂本純一 甲斐 武 福良 博

審議会等の名称	役職名	新委員名
延岡市安全で住みよいまち づくり推進協議会	経済環境委員長	熊本貞司
延岡市健康都市推進協議会 委員	議長 福祉教育委員長	戸田行徳 西原茂樹
延岡市高齢者保健福祉懇話会 委員	副議長 福祉教育委員長	新名種歳 西原茂樹
延岡街づくり委員会委員	議長（顧問） 経済環境委員長	戸田行徳 熊本貞司
延岡市社会福祉協議会評議員	福祉教育委員長	西原茂樹
延岡市海水浴場等管理委員 会委員	議長 副議長 （変更なし） （ " ） （ " ）	戸田行徳 新名種歳 稲田和利 湯浅啓祐 甲斐英孝
延岡市都市計画審議会委員	※新規推薦 （変更なし） （ " ） （ " ） （ " ）	高橋 勝 宮原則秋 牧 定七 新名種歳 黒田忠巳

◎議員による役員・委員の兼務廃止

横浜市議会は、市会議員による外郭団体役員や諮問機関委員の兼務を廃止することを決めた。議会で審議する前に市議が意思決定に関与するのは好ましくないと判断したため、各団体・機関の役員改選が終わる六月末までには兼務がなくなる見通し。

対象は▽財団法人横浜産業振興公社など二十五の外郭団体▽市長、局長などが任意で設置している十六諮問機関▽付属機関のうち、民生委員推薦会委員など法律、条例によって市議からの議員選出が規定されている団体を除く十七団体。

外郭団体、付属機関委員への市会議員の就任については、全国市議会議長会の研究会が一九九八年にまとめた報告書で、「立法機関と執行機関の機関対立型をとる民主的な地方制度の趣旨に反する」との問題点が指摘されている。

◎小型ノンステップバスを試験導入

大阪市交通局は、お年寄りや子どもなどの新たなニーズを探るため、路線バスとは別に乗車料金百円の小型ノンステップバスを、二十日から試験的に導入する。市内五区に新設した巡回路線でコミュニティバスとして一年間運行し、採算などが合えば本格導入する方針だ。

バスはスウェーデン製で、定員二十五人。全長六・二メートルと従来のバスより四メートル短く、狭い道に入り込めるのが特徴。ステップがないので地上から乗降口の床まで三十二センチしかなく、通常の路線バスの床より五十センチほど低い。車いすの乗客は車内のいすをはね上げて固定スペースが確保でき、乗降口に格納してあるスロープ板を使って乗り降りできる。

一両約千九百五十万円と大型バス並みの価格だが、地域密着型のサービスを実現するために導入する。浪速、淀川、城東、平野、西成の計五区に

附属機関等の設置、運営基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関及び協議会、懇談会等の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により法律又は条例に基づき設置される調停、審査、諮問又は調査を目的とした合議制の機関をいう。

2 この要綱において「協議会、懇談会等」とは、有識者等の意見を聴取し、県の行政に反映させることを主な目的として、要綱等に基づき開催される協議会、懇談会その他の会合（協議会、委員会、懇談会、懇話会、研究会等の名称の如何を問わない。）をいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関は、法律により設置が義務づけられているものを除き、その調査審議等の内容が次の各号のいずれにも該当する場合に限り設置するものとする。

- (1) 県民の意見を反映し、専門的な知識を導入し、又は公正を確保するため、県民、関係団体、専門的知識を有する者等の意見を必要とすること。
- (2) 前号に規定する者から個別の意見の聴取等を行うだけでは不十分であること。
- (3) 他に当該審議事項を調査審議させる適当な附属機関が存在しないこと。

2 附属機関の所掌する事務の必要性が臨時的なものである場合は、当該附属機関の設置条例において当該附属機関の存続期間を明示するものとする。

(附属機関の委員の任命)

第4条 附属機関の委員の任命に当たっては、その設置の目的に応じて、県民の幅広い意見及び専門的観点からの意見の反映並びに公正性の確保を図るため、次の各号に定める事項に留意するものとする（法令等に特別な定めがある場合を除く。）。

- (1) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 「ニューにいがた女性プラン」に基づき女性の委員の積極的な登用に努めること。
- (3) 審議等の項目が市町村に関連する附属機関にあっては、市町村長その他の市町村の職員を委員に任命するよう努めること。
- (4) 高齢者については、極力任命を避けること。
- (5) 委員を再任する場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないこと。
- (6) 複数の附属機関において同一人を重複して委員に任命しようとする場合は5機関までとすること。
- (7) 県職員は委員に任命しないこと。ただし、審議の内容が専門技術的で県職員の参加が不可欠である場合など特別な事情があると認められる場合はこの限りでない。

- (8) 委員の数は、原則として20人以内とすること。
 - (9) 団体の推薦により委員を選任する場合は、当該団体の代表者に限らず、適任者が得られるよう推薦依頼に当たって配慮すること。
- 2 前項第4号から第6号の規定は、委員に任命しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。
- (1) 当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者と認められる場合
 - (2) 当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者がその者以外に得難い等特別の事情があると認められる場合

(附属機関の公開等)

第5条 附属機関の会議はできる限り公開するよう努めるものとする。

- 2 審議経過を明らかにするため、議事録又は議事概要等を作成するものとする。
- 3 議事録及び議事概要等は原則公開とし、非公開とするときは、その理由を明らかにするものとする。
- 4 附属機関は、県民等から直接意見を聴取することが適当と認められるときは、意見陳述の機会を設けるなど十分意見を聴くよう努めるものとする。

(附属機関の設置等の見直し)

第6条 既に設置されている附属機関で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により必要性が著しく低下してきたもの
- (3) 活動の実績が少ないもの
- (4) 開催されていても形式的で設置の効果が乏しいもの
- (5) 関係者からの意見聴取その他の方法により設置の目的の達成が可能なもの
- (6) 設置の目的、所掌事務及び委員の構成が他の附属機関と類似し、又は重複しているもの等行政の総合性又は効率性の確保の見地から他の附属機関との統合が望ましいもの

(総務部長への合議等)

第7条 附属機関を設置、廃止又は統合する場合は、当該起案書を総務部長及び人事課長に合議するものとする。

- 2 附属機関の委員を任命する場合には、知事に属する附属機関にあつては「人事関係内申及び発令事務取扱要領」第3に基づき人事課長に合議等をするものとし、知事以外の執行機関に属する附属機関にあつては委員の任命後速やかに人事課長に報告するものとする。

(協議会、懇談会等の開催、運営等)

第8条 協議会、懇談会等は、調停、審査、諮問又は調査を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として性格付けられるものであることから、その開催、運営等に当たっては、次の各号に定める事項に留意するものとする。

- (1) 協議会、懇談会等の開催、運営等に係る定めは規則、訓令等の制度的な形式によらないこと。
- (2) 附属機関と誤って受け取られるような組織としての意思を決定するための手続（議決手続及び定足数）による運営を行わないこと。
- (3) 協議会、懇談会等に係る要綱等の関係書類には、次に掲げる表現は用いないこと。
 - ア 附属機関と誤って受け取られるような「審議会」、「審査会」、「調査会」等を付した名称
 - イ 附属機関の所掌事務と誤って受け取られるような「審議する」、「諮問する」、「答申する」等の表現
 - ウ 附属機関の審議結果と誤って受け取られるような「答申」、「建議」、「意見書」等の表現
- 2 第5条第1項及び第6条は協議会、懇談会等の開催、運営等について準用する。
- 3 協議会、懇談会等の会議概要等を作成する場合は、原則公開とし、非公開とするときは、その理由を明らかにするものとする。

(協議会、懇談会等の構成員の決定等)

第9条 協議会、懇談会等の構成員の決定等に当たっては、次の各号に定める事項に留意するものとする。

- (1) 決定に際しては、発令行為は行わず、一般の文書により依頼すること。
- (2) 出席者に対して費用を支払う場合の歳出科目は、報酬ではなく、報償費又は費用弁償としての旅費となるものであること。
- 2 協議会、懇談会等の構成員については、第4条の規定の趣旨を踏まえて、決定するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。ただし、附属機関の委員の選任にかかる規定は、平成10年4月1日以降の最初の改選時期から実施する。

人 第 6 号

平成10年4月1日

各 部 局 長 様

教 育 長 様

総 務 部 長

附属機関等の設置、運営基準要綱の制定及び運用について（通知）

附属機関等の更なる活用と活性化を図るとともに適正な設置、運営を図るため、別紙のとおり「附属機関等の設置、運営基準要綱」を制定しましたので通知します。また、同要綱の運用上必要な事項を下記のとおり通知します。

なお、附属機関等の会議については、要綱第5条第1項及び第8条第2項に、できる限り公開に努める旨規定しているところではありますが、平成10年度に具体的な公開の基準や手続きを定めた「指針」を制定する予定でありますので、それまでの間においても可能な限り公開に努めて下さい。

記

1 要綱の適用範囲

- (1) 議会及び公安委員会を除くすべての執行機関に属する附属機関
- (2) 議会及び公安委員会を除くすべての執行機関が開催する協議会、懇談会等

2 運用にあたっての留意事項

第2条関係

第2項

協議会、懇談会等については、有識者等の意見を聴取し、県行政に反映させることを目的として開催される会議・会合であることから、次に掲げるものについては該当しない。

- (1) 関係行政機関の職員のみを構成員としたもの
- (2) 関係団体間の調整や啓発を目的としたもの
- (3) 連絡調整を目的としたもの

第4条関係

附属機関の委員の構成については法令又は条例等である程度の規定がなされているが、個々の任命は職指定の場合を除き執行機関の裁量に委ねられていることが多いことから一般的な委員の任命基準を明示することとしたものである。

第4号

現に活躍している世代からの幅広い意見を反映し、時代に対応した一層活発な審議を行うため、高齢者の任命は極力避けることとした。高齢者の定数については、附属機関の審議事項や個人差から、必ずしも一律の年齢制限は適当ではないが、就任時概ね70歳以上を目安とする。

第5号

各界各層からの幅広い意見を反映するため、在任期間を制限することとした。なお、本規定にかかわらず、できるだけ再任を重ねないことが望ましい。

第6号

各界各層からの幅広い意見を反映するため、同一人による委員の兼職を5機関までに制限することとした。

なお、委員の選任状況及び兼職に関するデータは人事課で庁内LANの新潟県人材データベースに登録する。

第7号

附属機関の第三者機関としての性格を踏まえ、県職員の原則除外を規定した。県職員は、諮問側として求めに応じて適切な意見の表明を行うものとする。

第8号

「20人以内」とは、効果的な運営を行うための委員数の上限を示したものであるので、定数の定めにかかわらず、現に任命する委員の数は20人以内とするなど、附属機関の設置目的や性格等を考慮し、必要最小限の人員とする。ただし、全体の委員数は多くとも部会等を設けて審議を行う審議会や、極めて幅広い分野の審議が必要な審議会などについては例外とすることができる。

第5条関係

附属機関の具体的運営については、法令等に別段の定めがある場合を除き、当該附属機関において決定されるべきものであるが、附属機関の会議や議事録等の公開については、県民参加型の開かれた県政を進める上で極めて重要であるので、会議については個人情報などの公開できない情報を扱う場合や会議の公正な運営に著しく支障がある場合などを除き、できる限り公開に努めるものとし、議事録等については「新潟県情報公開条例」に基づき適切に対応するほか、県のホームページに載せるなど積極的に情報を提供し、会議運営の透明性の確保に努めるものとする。

第7条関係

第2項

知事に属する附属機関の委員を任命（再任を含む。）しようとする場合の、人事課長への合議等に当たっては、委員に任命しようとする者の氏名（ふりがな）、所属、職名、生年月日、当該附属機関への当初の就任年月日を記載した名簿を添付するものとする。

知事以外の執行機関に属する附属機関の委員を任命（再任を含む。）した場合の報告は、上記委員名簿を人事課長に提出することをもって行うものとする。

第8条関係

第1項

附属機関との区別を明らかにするため、協議会、懇談会等の開催、運営等に当たっての留意事項を設けたものである。当該会議の性格を精査した上で、協議会、懇談会等として開催、運営等を行う場合は、附属機関と誤って受け取られないことがないよう厳格な運用に努めるものとする。

第9条関係

第2項

協議会、懇談会等の構成員についても、附属機関の委員と同様の趣旨で、広く各界各層から決定するものとする。

非常勤特別職（附属機関及び懇談会等）一覧







※ 新たに特別職に位置づけられるもの

1 附属機関

区分	名称	備考	区分	名称	備考
1	国土利用計画策定審議会	企画	17	企業立地審議会	工振
2	長期総合計画審議会	"	18	都市景観審議会	都市
3	行財政調査会	"	19	都市計画審議会	"
4	個人情報保護審議会	情管	20	住居表示審議会	"
5	防災会議	総務	21	緑化美化推進審議会	街路
6	公務災害補償等認定委員会	職員	22	野田地区土地区画整理審議会	区画
7	特別職職員報酬等審議会	"	23	建築審査会	建住
8	特別土地保有税審議会	資産税	24	就学指導委員会	学教
9	国民健康保険運営協議会	国保	25	公民館運営審議会	社教
10	環境審議会	生活	26	学校給食共同調理場運営委員会	評価
11	安全で住みよい街づくり推進協議会	交通安全	27	文化財保護審議会	文化
12	社会福祉事業基金運用審議会	高齢者	28	図書館協議会	文化
13	民生委員推薦会	"	29	水防協議会	消防
14	水産振興委員会	水産	30	文化功労者選考委員会 ※	文化
15	商工業振興審議会	商視	31	公共事業評価委員会	管理
16	中小企業振興センター運営委員会	"			

2 懇談会等

区分	名称	備考		名称	備考
1	行政改革推進懇談会 ※	企画	6	児童環境づくり推進懇談会	民家
2	女性行政懇話会 ※	女性行	7	海水浴場等管理委員会	商視
3	ごみ減量化対策懇話会 ※	クリーン	8	アウトリーチ懇談会 ※	学教
4	高齢者保健福祉懇話会 ※	高齢者	9	青少年育成センター運営協議会	社教
5	老人ホーム入所判定委員会 ※	"			

				課 所 名		職員課	
起 案	決 裁	完 結	文 書 分 類 記 号			保 存 種 別	廃 棄
平成 10 年 7 月 6 日	平成 年 10. 7. 8 日	平成 年 月 日	款	項	目 節	助 記	第 種 平成 年 月 日
担 当 者		起 案 検 討 者					
責任者		総務部長 助役				市長	
		 					
発信番号 (第 号)		意 見					
施 行 平成 年 月 日		合 議 者					
あ て 先		人事部長 課長補佐					
発信者名		 					
文 書 取扱主任	公 印	意 見					

件 名 審議会等設置・運営基準検討会議の設置について
(同)

(別紙 枚)

市が設置している審議会等について、その設置及び
運営の基準について検討を行うため、総務部長と会
長とし各部代表1名の課長で構成する標記会議
を設置したいがよろしいかお伺いたします。

1 設置要綱及び委員

別紙の通り

2 審議会等調査報告

平成10年6月下旬に調査を行った延岡市の
審議会等の状況 …… 別添

審議会等設置・運営基準検討会議要綱

(設置)

第1条 法律・条例に基づく附属機関としての審議会や要綱・要領に基づく私的諮問機関としての協議会、審議会等の設置及び運営について検討を行うため、審議会等設置・運営基準検討会議を設置する。

(目的)

第2条 本会は、次に掲げる項目について検討を行い、審議会等の設置・運営の基準等を策定することを目的とする。

- (1)審議会等の設置について
- (2)審議会等の運営について

(組織)

第3条 本会は別に定める委員をもって構成する。

- 2 本会に会長を置き、総務部長をもってこれに充てる。
- 3 本会に副会長を置き、職員課長をもってこれに充てる。

(会議)

第4条 本会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は職員課においておこなう。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

